

【 投 薬 】

7 8 3 高脂血症及び脂質異常症の傷病名に対する薬剤の投与量について

《令和 8 年 1 月 3 0 日》

○ 取扱い

高脂血症及び脂質異常症の傷病名に対する次の薬剤の算定は原則として認められ、使用量は下記の量まで認められる。

- (1) アトルバスタチンカルシウム（リピトール錠等） 1 日 20mg まで
- (2) フルバスタチンナトリウム（ローコール錠等） 1 日 60mg まで
- (3) ピタバスタチンカルシウム（リバロ錠等）小児の場合 1 日 2 mg まで、成人の場合 1 日 4 mg まで
- (4) プラバスタチンナトリウム（メバロチン錠等） 1 日 20mg まで
- (5) シンバスタチン（リポバス錠等） 1 日 20mg まで
- (6) ベザフィブラート（ベザトール錠等） 1 日 2 回/400mg まで
- (7) オメガー 3 脂肪酸エチル（ロトリガ粒状カプセル等） 1 日 2 回/ 4 g まで
- (8) イコサペント酸エチル（エパデールカプセル等） 1 日 3 回 2, 700mg まで

○ 取扱いを作成した根拠等

上記の脂質異常症治療薬は、高コレステロール血症、高トリグリセライド血症を含む高脂血症及び脂質異常症の傷病名に認められ、その際の使用量は、それぞれの薬剤の用法・用量の範囲内とした。

以上のことから、高脂血症及び脂質異常症の傷病名に対する上記医薬品の算定は原則として認められ、投与量は、上記の量まで認められると判断した。